

独立行政法人 地域医療機能推進機構

下関医療センター附属訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構の事業趣旨にのっとり運営する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの保健師及び看護師（以下「看護師」という。）が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 ステーションの看護師は訪問看護を必要とする人の尊厳を守り、その人らしく過ごせる様に個々に応じた看護サービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、主治医との連絡、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 常に最新の医療について学ぶ姿勢を持ち、訪問看護に必要な知識・技術・人間性を磨き、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるように、事業体制の整備に努めるものとする。
 - 4 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションがこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（介護予防訪問看護指示を含む。以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所および所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター附属訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 山口県下関市新地西町4番1号

(職員の職種、員数、および職務の内容)

- 第5条 ステーションに勤務する職種、職員数、職務内容は次のとおりとする。
- ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において、適宜職員を増減することができるものとする。
- (1) 管理者：保健師 1名、常勤
利用者に対する看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、併せて、適切な訪問看護を提供できるよう、従業者に運営に関する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の業務に従事することができるものとする。
 - (2) 看護職員：看護師 2名以上 常勤換算 2.5以上（管理者 保健師 1名 含む）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を提供する。

- (3) その他の職員：事務職員：1名
事業所の運営に必要な事務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

- (1) 営業日：通常、月曜から金曜日までを営業日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から、午後5時15分までとする
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) ステーションは、介護保険利用者においては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、および看護師のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(利用料等)

第9条 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。交通費の発生は無い。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険(健康保険法または高齢者医療制度)
健康保険法または高齢者医療制度に基づく額を徴収する。
- (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看

護の場合は、介護報酬告示上の額を徴収する（1割もしくは一定以上所得者の場合は2～3割）。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、超えた利用料金については全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか訪問看護提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

- 3 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は本庁、彦島、長府、勝山、川中地区（離島を除く）とする。

但し、通常実施地域以外でも相談に応じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変および緊急事態が生じた時は、応急処置を行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行い、必要時救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師は、前頁においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行う。
- 3 夜間・休日の時間帯に緊急事態が生じた場合は、24時間対応体制とする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

役職：管理者

- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所看護師又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、虐待対応責任者に報告し、これを市へ通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 ステーションは、訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

- 2 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 ステーションが得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理の体制)

第15条 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センターに相談窓口を設置し解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。
- 3 ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条に規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 ステーションは、看護師の清潔の保持及び健康状態に管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（各年1回以上）に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。
- 4 ステーションは、事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、独立行政法人地域医療機能推進機構とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成23年6月1日より運用する。

平成	23年	9月	1日	一部改正
平成	24年	11月	1日	一部改正
平成	26年	1月	1日	一部改正
平成	26年	4月	1日	一部改正
平成	27年	1月	1日	一部改正
平成	27年	4月	1日	一部改正
平成	27年	6月	1日	一部改正
平成	27年	8月	1日	一部改正
平成	27年	11月	1日	一部改正
平成	29年	7月	1日	一部改正
平成	29年	9月	1日	一部改正
平成	30年	1月	1日	一部改正
平成	30年	8月	1日	一部改正
平成	31年	3月	1日	一部改正
令和	1年	5月	1日	一部改正
令和	1年	6月	1日	一部改正
令和	2年	7月	1日	一部改正
令和	3年	11月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正